

定 款

一般社団法人
医療情報標準化推進協議会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会と称し、英文では Health Information and Communication Standards Organization と表示する。また、その略称を HELICS 協議会とする。以下、この法人を本会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、保健医療福祉情報システムで扱う情報（患者情報を含む）を電子的に交換するための方法、コードを含む記述形式、保存形式などについて、医療情報の標準化とその内容についての我が国の基本方針を定め、策定、維持管理、普及などの標準化に関する団体間での一貫性のある活動を実現する。同時に利用目的ごとに採択すべき標準規格を推奨し、その利用のための指針を示す。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 標準規格の指針化：申請のあった標準規格について、他の内外の標準規格との整合性、一貫性、また当該標準規格の完成度、維持体制などについて審議し、目的ごとに使用すべき標準規格を「医療情報標準化指針」として認定する。
- (2) 指針の普及、情報の提供：指針化された標準規格の普及のため適宜セミナー等を開催して広報活動を行う。また、標準化の推進のための情報として「医療情報標準化レポート」などの提供を行う。
- (3) 各団体との協議：必要に応じて、標準化活動を行っている団体に対して、適切な助言を行う。
- (4) 国際活動への支援：国際的な標準化活動において、我が国固有の規格の提案、他の規格との調整などにつき、協議の上支援を行う。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

2 第1項の標準規格とは、本会の正会員を含む標準化団体が制定した医療情報の内容、形式、通信や保存の手段などを定めた、医療情報システムを構築し運用するに際して適用できる標準的仕様を意味する。

3 第1項の指針とは、第2項の医療情報の標準規格の内、我が国の医療情報の構築・運用に際して適用すべきものとして本会が認定した標準規格を意味する。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の会員によって構成される。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同し、保健医療福祉分野に関わる標準規格を自ら作成、維持管理、普及推進でき、本会の会費を2口以上支払う法人格をもった団体
- (2) 正会員B 本会の目的に賛同し、保健医療福祉分野に関わる標準規格を普及推進でき、正会員Aの推薦に基づき入会した、会費を1口以上支払う団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、主として作成された標準および調査研究結果を入手するために入会した団体または個人

(会員資格の取得)

第6条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を代表理事（会長）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、賛助会員は、会費を免除される。

- 2 会費の金額、徴収方法等は、別に定める。

(会員の代表と連絡窓口)

第8条 会員は、代表者および連絡窓口を本会に届け出る。本会は、会員から届け出られた代表者および連絡窓口の名簿を主たる事務所に備え、適切に維持管理しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、所定の退会届を代表理事（会長）に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 解散または死亡したとき

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員

(社員)

第13条 正会員Aおよび正会員Bをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(社員名簿)

第14条 本会は、各社員の会員名とその所在地、代表者および連絡窓口を記録した名簿（以下「社員名簿」という）を作成しなければならない。

- 2 前項の社員名簿は、主たる事務所に備え置き、社員から閲覧等の請求があった場合、これを拒むことができない。

(社員資格の喪失)

第15条 社員は第9条ないし第11条の定めにより会員資格を喪失した場合、社員資格を喪失する。

第5章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議することができる。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任または解任
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (5) 入会の基準ならびに会費の金額に係わる定め
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会の決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後4か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき
- 4 前項第(2)号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事(会長)が招集する。

- 2 代表理事(会長)は、前条第3項第(2)号の請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事(会長)は、社員総会の日1週間(社員総会に出席しない社員が書面によって(または電磁的方法によって)議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに、社員に対して、社員総会の日時、場所および目的である事項を記載した書面で(または電磁的方法により)、通知を発しなければならない。
- 4 代表理事(会長)は、社員総会の日1週間前までに、本会の機関誌またはインターネット上のウェブサイト上に、社員総会の日時、場所および目的である事項を掲載しなければならない。
- 5 賛助会員は、代表理事(会長)の許可を得て、社員総会を傍聴することができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事(会長)がこれに当たる。ただし、代表理事(会長)に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員は、当該社員代表者またはその代理人によってその議決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。

(定足数および決議)

第22条 社員総会は、総社員の過半数の社員が出席しなければ開催することができない。

- 2 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、以下の事項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第23条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面または一般法人法所定の電磁的方法を以て議決することができる。

(報告の省略)

第24条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は書面をもって作成するものとし、議長がこれに署名または記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上正会員Aの数の2倍の数以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事(会長)、1名を副会長とする。

(役員を選任)

第27条 理事は、法人である正会員Aから2名以内で推薦された者の中から社員総会の決議によって選任する。監事は、正会員Aから1名以内で推薦された者の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事(会長)は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、代表理事(会長)の業務を補佐し、代表理事(会長)に事故あるときには、代わって対応する職務を有する副会長を選任する。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、本会の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む)および本会の使用人が含まれて

はならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務および権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事(会長)は、本会を代表し、業務を総理する。
- 3 代表理事(会長)は、理事会の定めるところにより、業務の執行を統括する。また、代表理事(会長)に事故があるときまたは欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(監事の職務および権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
 - (2) 各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監査する。
 - (3) 社員総会および理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
 - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは該当行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
 - (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を社員総会に報告する。
 - (6) その他法令に定められた業務を行う。
- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠としてまたは増員により選任された役員任期は、前任役員または他の在任役員任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第32条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、本会の活動にかかる費用については支給を受けることができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 規則の制定、変更および廃止
- (4) 代表理事（会長）の選定および解職
- (5) 副会長の選定および解職
- (6) 標準化指針の採択

(種類および開催)

第35条 理事会は、定時理事会および臨時理事会の2種類とする。理事会の招集は、代表理事（会長）が行う。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事（会長）が必要と認めたとき
- (2) 代表理事（会長）以外の理事から代表理事（会長）に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般法人法第101条第2項または第3項に基づき、監事から代表理事（会長）に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事（会長）とする。ただし、代表理事（会長）に事故があるとき、または代表理事（会長）が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(定足数および決議)

第37条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開催できない。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く）の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。
- 4 理事は、テレビ会議または電話会議（以下「テレビ会議等」という）を利用して、理事会の審理および決議に参加することができる。理事がテレビ会議等を利用して理事会の審理および決議に参加した場合、当該理事は、第1項の定足数に算入する。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は書面をもって作成するものとし、当該理事会に出席した代表理事（会長）および監事は、これに署名し、または記名押印しなければならない。ただし、代表理事（会長）が出席しなかったときは、当該理事会の議長を務めた理事が署名または記名押印する。

第8章 運営会議

（目的）

第39条 本会に、理事会の決議により運営会議を置くことができる。

- 2 運営会議は、理事会の指示に基づき本会の運営を補助する。
- 3 運営会議は、委員長および若干名の委員によって構成される。
- 4 運営に関して必要な事項は、定款施行規則に定める。

第9章 委員会

（委員会の設置）

第40条 本会に、本会の事業を円滑に運営するため、別に定める委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長および若干名の委員によって構成される。
- 3 委員会の分掌については、定款施行規則に定める。

第10章 財産および会計

（財産の構成）

第41条 本会の財産は、次のとおりとする。

- （1）会費

- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第42条 財産の管理および運用は、理事会の決議に基づいて代表理事（会長）が行う。

(財産の運用)

第43条 本会の事業遂行に要する費用は、その財産をもって支弁する。

- 2 本会の事業遂行に要する費用は、収支予算で定める。ただし、新たに発生する費用が生じたときは、理事会の決議を経て、事業遂行に要する費用に算入する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画および収支予算)

第45条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事（会長）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入および支出をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告および決算)

第46条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事（会長）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書の付属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第（1）号、第（3）号、第（4）号および第（6）号の書類については、定時社員総会に提出し、第（1）号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

(2) 理事および監事の名簿

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を円滑に遂行するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局の運営および職員に関する必要な事項は、定款施行規則に定める。

第13章 定款変更および解散

(定款変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第50条 本会を解散しようとするときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって、またはその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第52条 本会は剰余金の分配を行わない。

第14章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15章 補 則

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1. 原始定款は、2019年（平成31年）4月17日文京公証役場で認証され、5月10日東京法務局新宿派出所にて設立登記され発効した。
2. 本定款は2019年（令和元年）7月4日をもって発効する。
3. この定款の変更は、2024年（令和6年）3月28日から施行する。